

証券コード 8962

平成20年8月12日

投資主各位

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

日本レジデンシャル投資法人

執行役員 西村 賢

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第5回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面用紙によって議決権を行使することができますので、後記「投資主総会参考書類」をご検討くださいますと、お手数ながら同封の議決権行使書面用紙に賛否をご表示いただき、平成20年8月27日（水）19時までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に従い、現行規約第23条において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨を定めております。

従いまして、ご出席いただかず、かつ議決権行使書面用紙による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の議案に賛成するものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年8月28日（木）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 別館「メイプルルーム」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項
決 議 事 項
 - 第1号議案 規約一部変更の件
議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」（3頁から15頁）に記載のとおりであります。
 - 第2号議案 執行役員1名選任の件
 - 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
 - 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

- ◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人ホームページ (<http://www.nric.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるパシフィックレジデンシャル株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。

投資主総会参考書類

1. 議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 議案の要領及び提案の理由

- (1) 平成19年9月30日に証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）その他投資法人に関わる法令が整備・改正されたこと等に伴い、現行の規約と関係法令との字句等の統一を図るため、全般にわたって所要の変更を行うものです。
- (2) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本投資法人の機動的かつ効率的な資金調達のために短期投資法人債の発行を可能とし、同法において要求されている要件に伴い、所要の変更を行うものです。
- (3) その他、規約全般にわたり構成の見直しに伴う整理、字句の修正を行うとともに、投信法その他法令に関する遵法性についてより徹底を図るために、本規約の一部を変更するものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
第2条（目的） 本投資法人は、 <u>「投資信託及び投資法人に関する法律」</u> （昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。）のうち不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に対する投資として運用することを目的とする。	第2条（目的） 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。）のうち不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に対する投資として運用することを目的とする。

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第5条（発行可能投資口総口数）</p> <p>2. 本投資法人が発行する投資口の発行金額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行金額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. 本投資法人の執行役員は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集を行うことができるものとする。募集投資口1口当たりの発行金額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として、役員会で承認を得た金額とする。</p> <p>第7条（投資口取扱規則）</p> <p>本投資法人の投資証券の種類、投資主名簿（実質投資主に関する名簿を含む。以下同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p>	<p>第5条（発行可能投資口総口数）</p> <p>2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. 本投資法人の執行役員は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集を行うことができるものとする。募集投資口1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会で承認を得た金額とする。</p> <p>第7条（投資口取扱規則）</p> <p>本投資法人の投資証券の種類、投資主名簿（実質投資主に関する名簿を含む。以下同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第10条（投資方針）</p> <p>5. 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の保有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。ここで特定不動産とは、本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権若しくは地上権、又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託財産とする信託の受益権をいうものとする。</p> <p>6. <u>本投資法人は、資産の総額のうち</u>に占める不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権（不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託する信託に係るものに限る。）及び匿名組合出資持分（その出資された財産を不動産、不動産の賃借権又は地上権のみに運用することを定めた匿名組合契約に係るものに限る。）の価額の割合として財務省令で定める割合が100分の75以上となるように運用する。</p> <p>7. 本投資法人は、運用資産の売却代金、有価証券に係る償還金、利子等、匿名組合出資持分に係る分配金、不動産の賃貸収入その他収入金を再投資することができるものとする。</p>	<p>第10条（投資方針）</p> <p>5. 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の保有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。ここで特定不動産とは、本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産<u>（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含む。）に定める宅地又は建物をいう。以下、本項において同じ。）</u>、不動産の賃借権若しくは地上権、又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託財産とする信託の受益権をいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>6. 本投資法人は、運用資産の売却代金、有価証券に係る償還金、利子等、匿名組合出資持分に係る分配金、不動産の賃貸収入その他収入金を再投資することができるものとする。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第11条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>2.（現行通り）</p> <p>(4) <u>不動産、不動産の賃借権及び地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含むが、有価証券（投信法第2条第5項並びに証券取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下同じ。）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）</u></p> <p>(5) 第1号から第3号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 <u>（有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p>(6) 当事者の一方が相手方の行う前各号までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分 <u>（有価証券に該当するものを除く。以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 <u>（有価証券に該当するものを除く。）</u></p>	<p>第11条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>2.（現行通り）</p> <p>(4) <u>前三号に掲げる資産のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）</u></p> <p>(5) 第1号から第3号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(6) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</p> <p>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>3. (現行通り)</p> <p>(2) <u>投資信託受益証券 投信法第2条第12項に規定する受益証券であって、その受益証券を他の特定の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもので、当該投資信託の受託者と当該投資信託の受益証券を取得する他の特定の投資信託の受託者が同一であり、かつ当該投資信託受益証券を取得する他の投資信託の約款においてその旨が規定されている当該投資信託の受益証券</u></p> <p>(3) <u>投資証券 投信法第2条第22項に規定する投資証券であって、その投資証券を他の特定の投資法人の財産に取得させることを目的とするもので、当該投資法人の投資証券を取得する他の特定の投資法人の規約においてその旨が規定されている当該投資法人の投資証券</u></p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項及び第15項に規定する特定目的信託の受益証券（第2項第4号、第5号及び第7号に掲げる資産に投資するものを除く。）</p> <p>(5) 匿名組合出資持分証券 証券取引法第2条第2項第3号に規定する匿名組合出資持分</p>	<p>3. (現行通り)</p> <p>(2) 投資信託受益証券 投信法第2条第7項に規定する受益証券</p> <p>(3) 投資証券 投信法第2条第15項に規定する投資証券</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項及び第15項に規定する特定目的信託の受益証券（前項第4号、第5号及び第7号に掲げる資産に投資するものを除く。）</p> <p>(5) 匿名組合出資持分証券 <u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下同じ。）第2条第2項第5号に規定する匿名組合出資持分（前項第6号に定めるものを除く。）</u></p>
<p>4. (現行通り)</p> <p>(1) <u>預金</u></p> <p>(2) <u>コールローン</u></p> <p>(3) <u>譲渡性預金証書</u></p>	<p>4. (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(4) <u>金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第11号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(5) 不動産の管理会社等の株式（実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限る。）</p> <p>(6) 有価証券（<u>第1項、第2項及び本項第1号乃至前号に該当するものを除く。</u>）</p> <p>(7) <u>信託財産を主として本項第(1)号乃至前号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p>(8) <u>金融先物取引等に係る権利（投信法施行令第3条第13号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(9) <u>金融デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。）</u></p> <p>5. 本投資法人は、<u>第2項乃至第4項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u></p>	<p>(1) <u>金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第7号に定めるものをいい、<u>預金、譲渡性預金及びコールローンを含む。</u>）</u></p> <p>(2) 不動産の管理会社等の株式（実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限る。）</p> <p>(3) 有価証券（<u>金融商品取引法第2条第1項各号並びに同条第2項各号に規定するものをいい、第2項、前項及び本項第1号乃至前号に該当するものを除く。</u>）</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(4) <u>デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。）</u></p> <p>5. 本投資法人は、<u>前三項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第12条（投資制限）</p> <p>1. 前条第4項第<u>9</u>号に掲げる<u>金融</u>デリバティブ取引に係る権利は、この投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>第13条（組入資産の賃貸）</p> <p>1. 本投資法人は、所有する特定資産である不動産について運用を図ることを目的として第三者との間で賃貸借契約を締結し賃貸を行うこととする。また、本投資法人が所有する不動産を裏付にした特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については、その信託の受託者をして第三者との間で賃貸借契約を締結させ賃貸を行わせることとする。</p> <p>第14条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. （現行通り）</p> <p>(2) 不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権</p> <p>(8) <u>金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利</u></p> <p>①取引所に上場している<u>金融先物取引及びデリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務</p> <p>②取引所の相場がない非上場<u>金融先物取引及びデリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務</p>	<p>第12条（投資制限）</p> <p>1. 前条第4項第<u>4</u>号に掲げる<u>デリバティブ</u>取引に係る権利は、この投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>第13条（組入資産の賃貸）</p> <p>1. 本投資法人は、所有する特定資産である不動産について運用を図ることを目的として第三者との間で賃貸借契約を締結し賃貸を行うこととする。また、本投資法人が所有する不動産を裏付<u>け</u>にした特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については、その信託の受託者をして第三者との間で賃貸借契約を締結させ賃貸を行わせることとする。</p> <p>第14条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. （現行通り）</p> <p>(2) 不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権</p> <p>(8) <u>デリバティブ取引に係る権利</u></p> <p>①取引所に上場している<u>デリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務</p> <p>②取引所の相場がない非上場<u>デリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>③上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。</p> <p>3. 資産評価の基準日は、原則として、第18条に定める決算日とする。但し、第1項第3号及び第6号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p> <p>第15条（金銭の分配の方針） （現行通り）</p> <p>(5) 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3か月以内に決算日における最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）の投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて行う。</p> <p>(7) 本投資法人は、<u>上記(1)乃至(6)のほか、金銭の分配に当たっては、投資信託協会の定める規則等に従う。</u></p> <p>第16条（決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで、及び12月1日から翌年5月31日まで（以下、各営業期間の末日をそれぞれ「決算日」という。）の各6か月間とする。<u>但し、第1期営業期間は、本投資法人成立の日から平成15年11月30日まで、第2期営業期間は平成15年12月1日から平成16年11月30日までである。</u></p>	<p>③上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。<u>また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。</u></p> <p>3. 資産評価の基準日は、原則として、第16条に定める決算日とする。但し、第1項第3号及び第6号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p> <p>第15条（金銭の分配の方針） （現行通り）</p> <p>(5) 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3か月以内に決算日における最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）<u>に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて行う。</u></p> <p>(7) 本投資法人は、<u>第1号乃至第6号のほか、金銭の分配に当たっては、投資信託協会の定める規則等に従う。</u></p> <p>第16条（決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで、及び12月1日から翌年5月31日まで（以下、各営業期間の末日をそれぞれ「決算日」という。）の各6か月間とする。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第17条（借入金及び投資法人債）</p> <p>1. 本投資法人は、資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、特定資産の取得資金、賃貸を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金若しくは債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含む。）等を使途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行う。</p> <p>4. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>証券取引法第2条第3項第1号</u>に規定する<u>適格機関投資家</u>に限るものとする。</p> <p>第19条（招集）</p> <p>1. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p>第21条（決議）</p> <p>投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第17条（借入金及び投資法人債）</p> <p>1. 本投資法人は、資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、特定資産の取得資金、賃貸を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金若しくは債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。以下同じ。</u>）の償還を含む。）等を使途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行う。<u>但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限られるものとする。</u></p> <p>4. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)</u>に規定する機関投資家に限るものとする。</p> <p>第19条（招集）</p> <p>1. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、<u>役員会の承認を受けて、これを招集する。</u></p> <p>第21条（決議）</p> <p>投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(新設)</p> <p>第22条 (書面及び電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>第23条 (みなし賛成)</p> <p>第24条 (基準日)</p> <p>1. 決算期から3か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. 前項のほか、本投資法人は必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とするものとする。</p> <p>第25条 (投資主総会議事録)</p> <p>第26条 (役員に関する事項)</p> <p>2. 役員は、投資主総会の決議<u>を</u>もって選任される。</p> <p>第27条 (役員の任期)</p>	<p>第22条 (議決権の代理行使)</p> <p>1. <u>投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>前項において当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会ごとにその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出し又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人に選任された投資主は、本投資法人に対し、予めその用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>第23条 (書面及び電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>第24条 (みなし賛成)</p> <p>第25条 (基準日)</p> <p>1. 決算期から3か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載<u>又は記録</u>された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. 前項のほか、本投資法人は必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載<u>又は記録</u>されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とするものとする。</p> <p>第26条 (投資主総会議事録)</p> <p>第27条 (役員に関する事項)</p> <p>2. 役員は、投資主総会の決議<u>によ</u>って選任される。</p> <p>第28条 (役員の任期)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第28条（役員会の決議） 役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、<u>その</u>構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決議される。</p> <p>第29条（役員会に関する事項）</p> <p>第30条（役員報酬の額又は報酬の支払に関する基準）</p> <p>第31条（役員投資法人に対する責任）</p> <p>第32条（選任） 会計監査人は、<u>投資主総会において</u>選任する。但し、<u>成立時の投資口申込証に記載された会計監査人は、当該投資口の割当が終了したときに、会計監査人に選任されたものとみなされる。</u></p> <p>第33条（任期）</p> <p>第34条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は1営業期間につき、1,500万円を上限として役員会で決定する。その支払いは決算日前2か月から決算日後3か月までの間に行うものとする。</p>	<p>第29条（役員会の決議） 役員会の決議は、法令又は<u>本規約</u>に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることのできる</u>構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決議される。</p> <p>第30条（役員会に関する事項）</p> <p>第31条（役員報酬の額又は報酬の支払に関する基準）</p> <p>第32条（役員投資法人に対する責任）</p> <p>第33条（選任） 会計監査人は、<u>投資主総会の決議によつて</u>選任する。</p> <p>第34条（任期）</p> <p>第35条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は<u>監査の対象となる</u>1営業期間につき、1,500万円を上限として役員会で決定する。その支払いは決算日前2か月から決算日後3か月までの間に行うものとする。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第7章 <u>投資信託委託業者</u>、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第35条（発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務等）</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者</u>へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託する。</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、発行する投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務（「<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</u>」（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいう。）は、適宜、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p> <p>第36条（<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬の計算方法並びにその支払時期及び方法等）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>（以下「<u>資産運用会社</u>」という。）に対する資産運用報酬は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下の通りとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。</p>	<p>第7章 <u>資産運用会社</u>、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第36条（発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務等）</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ<u>それぞれ</u>委託する。</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、発行する投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいう。）は、適宜、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p> <p>第37条（<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の計算方法並びにその支払時期及び方法等）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下の通りとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(1) 運用報酬 1 2月末日、5月末日、8月末日及び11月末日を最終日とする各四半期（但し、平成15年11月末日を最終日とする期間の始期は、同年10月1日とする。以下同じ。）毎に、本投資法人による第12条各号に定める特定資産の累積取得額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）の毎月末残高を平均した金額の0.4%（但し、平成16年11月末日を最終日とする営業期間においては、当該金額の2分の1）を上限とする料率を乗じた金額に、当該四半期の日数を365で除した割合を乗じた金額（円単位未満切捨て）を、毎四半期末日経過後支払うものとする。</p> <p>(3) 取得報酬 本投資法人が第12条各号に定める特定資産を取得した場合において、その売買代金（建物に係る消費税及び地方消費税相当分を除く。）に1.0%を上限とする料率を乗じた額を上限として、取得した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が第12条各号に定める特定資産を譲渡した場合において、その売買代金（建物に係る消費税及び地方消費税相当分を除く。）に0.5%を上限とする料率を乗じた額を上限として、譲渡した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>第37条（諸費用の負担） （追加記載）</p>	<p>(1) 運用報酬 1 2月末日、5月末日、8月末日及び11月末日を最終日とする各四半期（但し、平成15年11月末日を最終日とする期間の始期は、同年10月1日とする。以下同じ。）毎に、本投資法人による第11条第2項及び第3項に定める特定資産の累積取得額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）の毎月末残高を平均した金額の0.4%（但し、平成16年11月末日を最終日とする営業期間においては、当該金額の2分の1）を上限とする料率を乗じた金額に、当該四半期の日数を365で除した割合を乗じた金額（円単位未満切捨て）を、毎四半期末日経過後支払うものとする。</p> <p>(3) 取得報酬 本投資法人が第11条第2項及び第3項に定める特定資産を取得した場合において、その売買代金（建物に係る消費税及び地方消費税相当分を除く。）に1.0%を上限とする料率を乗じた額を上限として、取得した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が第11条第2項及び第3項に定める特定資産を譲渡した場合において、その売買代金（建物に係る消費税及び地方消費税相当分を除く。）に0.5%を上限とする料率を乗じた額を上限として、譲渡した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>第38条（諸費用の負担） 改正：平成20年8月28日</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

1. 議案の要領及び提案の理由

執行役員西村賢が平成20年8月30日をもって現行規約第27条に基づく任期を終えることになるため、平成20年8月31日付で、改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第27条の定めにより、平成20年8月31日より2年間とします。

なお、本議案は、平成20年7月25日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意をもって提出された議案であります。

2. 執行役員候補者

次の者の選任をお願いしたいと存じます。

氏名 (生年月日)	略歴
西村賢 (昭和48年2月25日)	平成12年10月 日本弁護士連合会弁護士登録 同月 成和共同法律事務所(現 成和明哲法律事務所)入所 平成18年8月 本投資法人執行役員就任(現任)

- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、同候補者は、他の法人等を代表する者ではなく、本投資法人の投資口を保有していません。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

1. 議案の要領及び提案の理由

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、平成20年7月25日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意をもって提出された議案であります。

2. 補欠執行役員候補者

次の者の選任をお願いしたいと存じます。

氏名 (生年月日)	略歴
高野剛 (昭和38年6月19日)	昭和60年1月 武蔵府中青色申告会入社 平成8年11月 ヤマト硝子株式会社(現 ヤマトマテリアル株式会社)入社 平成13年5月 パシフィックマネジメント株式会社 (現 パシフィックホールディングス株式会社)入社 平成16年2月 パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社(現 パシフィックレジデンシャル株式会社)転籍 平成16年6月 同社取締役就任 管理部管掌 平成20年2月 同社代表取締役就任(現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているパシフィックレジデンシャル株式会社の代表取締役であります。なお、上記補欠執行役員候補者が本投資法人の執行役員に就任した場合は、金融商品取引法第31条の4第4項の規定に伴い、就任後、遅滞なく、その旨を届け出ます。

第4号議案：監督役員2名選任の件

1. 議案の要領及び提案の理由

監督役員榎本幸雄及び都賢治が平成20年8月30日をもって現行規約第27条に基づく任期を終えることになるため、平成20年8月31日付で、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第27条の定めにより、平成20年8月31日より2年間とします。

2. 監督役員候補者

次の者の選任をお願いしたいと存じます。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	榎本幸雄 (昭和22年11月9日)	昭和52年4月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入社 昭和55年3月 公認会計士登録 昭和62年3月 ジェム アソシエイツ株式会社設立 代表取締役(現任) 平成7年10月 スターバックス コーヒー ジャパン株式会社 監査役(現任) 平成14年12月 本投資法人監督役員(現任)
2	都賢治 (昭和34年11月14日)	昭和58年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和61年11月 税理士登録 平成元年3月 都会計事務所開設 所長(現任) 平成2年8月 株式会社アルタス設立 代表取締役(現任) 平成4年9月 株式会社グロービス取締役(現任) 平成8年4月 有限会社ケーエスパートナーズ設立 取締役(現任) 平成14年12月 本投資法人監督役員(現任) 平成15年9月 株式会社マクロミル監査役(現任)

- ・ 上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 監督役員候補者榎本幸雄は、ジェム アソシエイツ株式会社の代表取締役です。
- ・ 監督役員候補者都賢治は、都会計事務所の所長及び株式会社アルタスの代表取締役です。
- ・ 上記監督役員候補者は、両名とも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、同候補者は、両名とも本投資法人の投資口を保有しておりません。

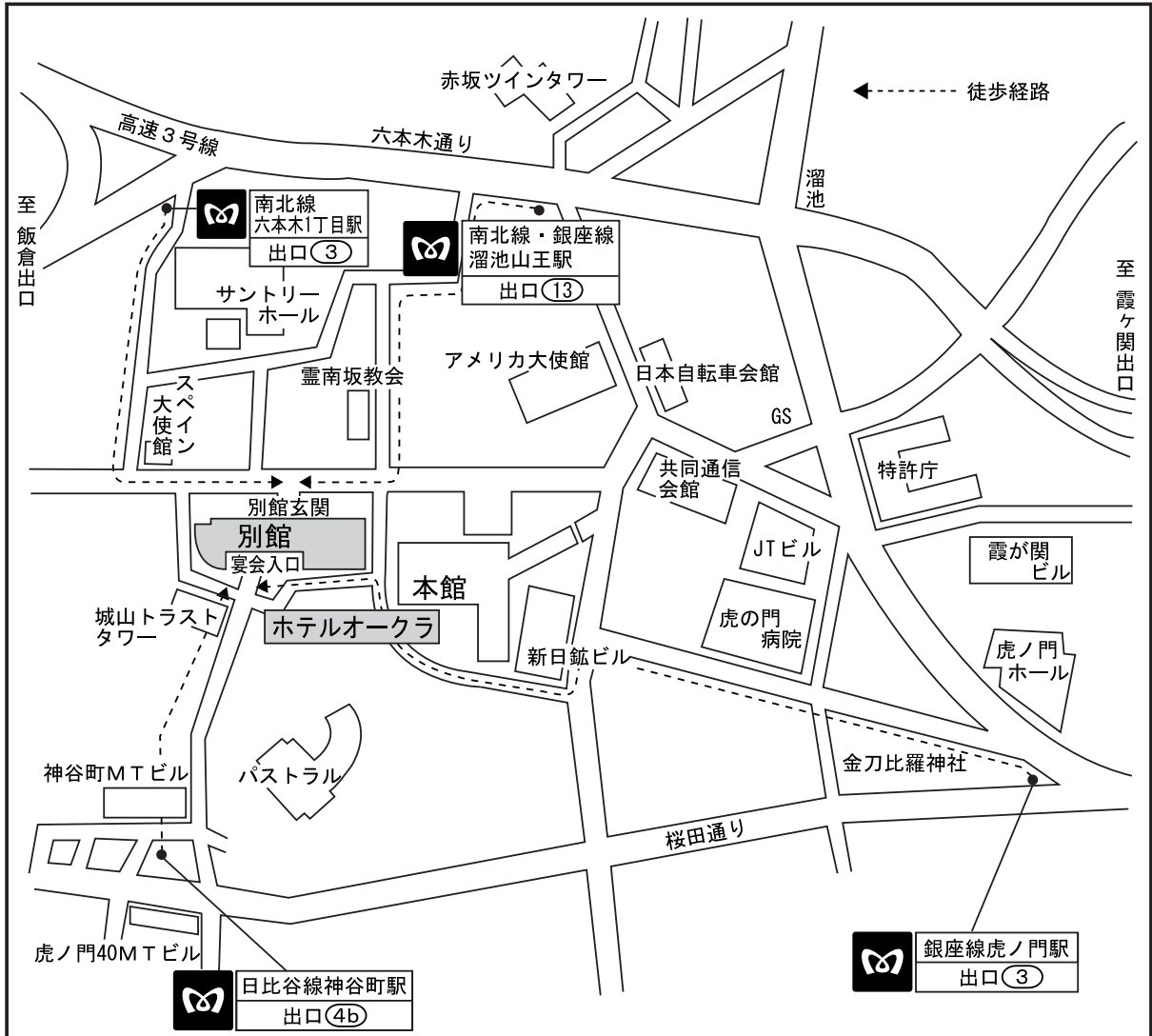
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項による「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第5回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
 ホテルオークラ東京
 別館 (South Wing) 2階「メイプルルーム」
 連絡先 03-3582-0111



交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線「神谷町駅」4b出口より徒歩5分
- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」3番出口より徒歩5分
- 東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」3番出口より徒歩10分
- 東京メトロ銀座線、南北線「溜池山王駅」13番出口より徒歩10分
- 首都高速道路都心環状線「霞ヶ関出口」、「飯倉出口」より車5分